

平成22年4月7日

内閣官房 IT 担当室 御中

連絡先

## 「新たな情報通信技術戦略の策定」について留意すべき点

### 重点施策 全般について

何度も何度も同じようなことを言うのではなく、具体的に実施すべきである。

### 重点施策 3の1

すでに、国民一人一人に各種の番号が付されているのであるから、例えば、住民票コードを利用することで、共通の番号制度の運用は可能である。

よって、直ちに実施すべきである。

### 重点施策 3の3

公的 ICカードの普及のための施策を実施するのは当然であるが、その利用が公的な場合に限定されている問題がある。

本気で、有効利用を考えているのであれば、公的機関だけでなく、民間でも利用できるようにする必要がある。

### 重点施策 4の3

全国共通の電子行政サービス環境を構築するためには、第一に、外字を統一する必要がある。具体的には、すべての電子行政で、戸籍の電子化のための「戸籍統一文字」を利用することを提案する。

各種電子申請における添付書類の廃止を本気で検討するのであれば、国・地方公共団体が保有する情報は添付不要とすべきである。

### 重点施策 4の4

不動産登記の申請の際に、法務局が保有する、電子情報である会社代表者の資格証明を、書面で提供させている、馬鹿げた現実がある。

まずは、国・地方公共団体が保有する情報を互いに利用し、添付省略できるようにすべきである。

### 重点施策 5の1

オンライン登記申請の利用促進のための資料として、登記所内部の操作手引書の公開を

求めているが、次の理由により開示されていない。

**【不開示とした部分とその理由】** 開示する行政文書のうち、システムの操作方法を説明している部分については、公にすることにより、不正な目的を持った者等からのシステムへの不正な侵入や妨害行為が可能となるため、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、登記業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第4号及び同条第6号に該当し、不開示とした。

仮に、不開示理由のとおり、手引書を見るだけでシステムへの不正な侵入や妨害行為が可能となるような脆弱なシステムであるなら、登記業務の適正な遂行に支障を及ぼすことは明らかであるから、オンライン登記申請は直ちに中止すべきである。

本気で、行政情報の公開・提供を積極的に進め、国民と情報を共有することを考えているのであれば、先のような馬鹿げた理由で不開示とするのではなく、直ちに開示すべきである。